

## 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請について

国では、新型コロナウイルス感染症の影響で学びの継続が困難になっている学生の皆さんを対象に昨年度に引き続き、学生等への緊急給付金事業を実施することになりました。

清和大学短期大学部では、次のとおり申請を受け付けて審査を実施し、推薦枠の範囲内で日本学生支援機構に推薦することとします。

希望者は、期限厳守にて手続きを行ってください。

### 1 対象者

令和3年度に清和大学短期大学部に在籍する学生であること。

(独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生を除く)

### 2 要件及び必要書類

別紙「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」を参照のこと。

### 3 推薦枠

12名

### 4 給付金額

一人当たり10万円。

### 5 申請受付期間

令和3年12月23日(木)～令和4年1月13日(木) 午後5時

### 6 申請方法

「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」に必要事項を記入し、清和大学・短期大学部事務局学務課学生係へ提出する。

郵送の場合は、〒292-8555 木更津市東太田3-4-5 清和大学・短期大学部学務課学生係宛とし、【学びを継続するための緊急給付金申請書在中】と朱書きのこと。

### 7 その他

申請者多数の場合は、学内にて選考作業を行い、結果を通知します。